

令和 9 年度 国の施策 及び予算に関する要望書

令和 8 年 7 月

特 別 区 長 会

令和 8 年 7 月

殿

特別区長会会長

吉 住 健 一

令和 9 年度国の施策及び予算に関する要望について

平素から、特別区政の運営に対して、特段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

特別区は首都東京の行政を担う基礎自治体として、住民の期待に的確に対応すべく、様々な分野で積極的な取組を進めているところです。

しかしながら、都市の住民にとって喫緊の課題である、福祉、都市基盤、環境等の施策を着実に遂行していくためには、なお多くの面で制度の改善や財政措置の充実強化が必要です。

つきましては、国における令和 9 年度予算の編成にあたり、特別区の事情を十分ご賢察のうえ、次の要望を実現されるよう特段のご配慮をお願いいたします。

<要望事項>

	頁
1 地方分権改革の推進・地方税財源の充実強化・・・	1
2 行政のデジタル化の推進・・・・・・・・・・	6
3 子育て支援策の充実・・・・・・・・・・	9
4 児童相談所設置の体制強化・・・・・・・・	11
5 ホームレス自立支援策の充実・・・・・・・・	12
6 生活保護制度の充実・改善・・・・・・・・	13
7 障害者施策の充実・・・・・・・・・・	14
8 介護保険制度・高齢者福祉制度の充実・・・・	16
9 医療保険制度の充実・・・・・・・・・・	18
10 予防接種の充実・・・・・・・・・・	20
11 受動喫煙対策の強化・・・・・・・・・・	21
12 DV対策の推進・・・・・・・・・・	22
13 火葬場に係る課題への対策・・・・・・・・	23
14 交通システムの整備促進・・・・・・・・	24
15 都市計画道路等の整備促進・・・・・・・・	26
16 都市インフラの改善・・・・・・・・・・	28
17 都市緑地の保全の推進・・・・・・・・・・	31
18 災害対策の充実・・・・・・・・・・	32
19 廃棄物処理対策の強化・・・・・・・・・・	34
20 民泊に係る問題への対策・・・・・・・・	35
21 学校教育の推進・・・・・・・・・・	36
22 埋蔵文化財対策の推進・・・・・・・・	38

1 地方分権改革の推進・地方税財源の充実強化

「地方分権改革」は、地方分権一括法や国と地方の協議の場に関する法律の成立により、一部の事務で権限移譲が行われるなど、その理念を具体化しつつある。しかし、真の分権型社会を実現するためには、改革の歩みを止めることなく、国と地方の役割分担を明確にし、地方がその責任と権限に応じた役割を果たせるよう、必要な財源を国が責任を持って保障することが重要である。

このため、次の方策を講じること。

(1) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の確実な実現

真の「地方分権改革」を早期に実現するため、基礎自治体が実質的に地域の総合的な行政主体として役割を果たせるよう、事務移譲や義務付け等の関与の見直しを行うこと。

用途地域等の都市計画決定権限をはじめ、特別区を権限移譲の対象外とすることなく、今後、一定の規模・能力を有する基礎自治体を対象に権限移譲を行う場合には、特別区も対象に加えること。

(2) 地方税財源の充実強化

① 地域間の税収格差の是正は、国の責任において地方交付税制度で行われるべきものであり、地方税の原則を歪め、地方分権に逆行する法人住民税の一部国税化等、自治体間に不要な対立を生む不合理な措置を是正するとともに、地方税の根幹を成す固定資産税を狙い撃ちにした新たな措置を行わないこと。

また、法人実効税率の引下げ等、地方財政に影響を与える税

制改正を行う場合、国の責任において、確実な代替財源を確保すること。

- ② 自治体が担う事務と責任に見合った税源配分とし、税源移譲により国と地方が公平な税源配分となるよう、適切かつ確実な財政措置を講じること。
- ③ 地方税財源の充実確保に向けて、偏在性が小さく、税収が安定的な地方消費税等の税源を移譲するなど、地方税中心の税体系に向け抜本的な再構築を図ること。
- ④ 国から地方への税源移譲にあたっては、地方交付税の不交付団体が抱える財政需要に十分配慮すること。
- ⑤ 国庫補助負担金制度については、国と地方の役割分担を明確にし、国の責任において措置すべきものについては地方に負担転嫁せず、地方に超過負担が生じないようにすること。

(3) 国の施策変更に伴う地方への十分な配慮

社会保障と税の一体改革等、地方に関わる国の施策の変更等に伴い地方における費用負担が急激に増加する事務については、地方の意見を聞き、意見を十分尊重するとともに、実質的な地方負担増が生じないよう、国において十分な財政措置を講じること。

(4) ふるさと納税制度の廃止を含めた抜本的な見直し

ふるさと納税制度は、「納税者が自ら寄附先を選択することでその使われ方を考えるきっかけとなること」「生まれ故郷や応援したい地域などの力になれること」「自治体がそれぞれの魅力発信を強化するため、地域のあり方を改めて考えるきっかけにつ

ながること」を意義として、全国の様々な地域に活力を生むことを目的に創設された制度である。

しかしながら、現在のふるさと納税制度は、返礼品目的のいわば官製通販になっている上、自治体間における寄附受入額の格差が顕著であり、地方全体にとって有益とはなっておらず、制度の意義、目的から大きくかけ離れたものとなっている。そもそも寄附とは本来、経済的な見返りを求めないものであり、その趣旨に立ち返るべきである。

加えて、本制度は、自らが居住する自治体から行政サービスの提供を受けるために必要な住民税を実質的に移転させるもので、受益と負担という税制本来の趣旨を逸脱しており、地方自治の根幹を破壊していると言っても過言ではない。

現状、多くの自治体は、過熱する一方の返礼品競争に巻き込まれ、地域のあり方を改めて考える暇もなく、より多くの寄附を集めることだけに注力せざるを得ず、その対応により疲弊している。

その上、具体的な運用においても様々な問題がある。例えば、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスが提供できるよう財源保障するための地方交付税を用いた減収額の一部補填は、地方交付税全体の財源を圧迫しており、すべての自治体に影響を及ぼしている。その他、高所得者ほど多額の寄附金控除が可能となる仕組みなど、解消すべき問題は山積している。

また、有識者からも、「受益と負担という地方税の原則を歪めている」「高所得者優遇の制度であり、公平性の観点から問題がある」など本制度に対する様々な問題点が指摘されている。

このため、制度の廃止を含めた抜本的な見直しとともに、当面

の緊急対応として、下記事項について直ちに見直すことを強く求める。

- ① 住民税控除額のうち、特例分の上限を所得割の「２割」から以前の「１割」に戻すとともに、新たに設定された控除額の上限について、効果が限定的であることから、引き下げること。
また、寄附金控除の対象額から返礼品相当分を除外し、他の寄附金税制との整合性を図ること。
- ② ふるさと納税による減収額の一部補填について、地方固有の財源である地方交付税ではなく、国の責任において財源措置を行うこと。
- ③ ふるさと納税受領額を地方交付税の基準財政収入額に算入することにより、寄附受入額による自治体間の格差を調整すること。
- ④ 「手続きの簡素化」という名目で、一方的に所得税控除分を自治体に肩代わりさせているワンストップ特例制度について、既にマイナポータル連携による確定申告が開始されている現状を踏まえ、速やかに見直すこと。
- ⑤ 返礼品経費の上限について、「１００分の３０」から縮小を図ることで、返礼品の規制を強化し、募集に要する費用の上限を寄附金の額の合計額の「１００分の４０」から更なる縮小を図ること。

(５) 地方消費税清算基準の制度本来の趣旨に即した見直し

地方消費税交付金清算基準の見直しにより、特別区全体で令和８年度は約３８１億円の減収が見込まれている。税収を最終消費地に帰属させるという制度本来の趣旨に沿った内容とする

こと。

(6) 法人住民税及び法人事業税交付金の減収補填債の発行に向けた制度改正

特別区では、年度途中で大幅な減収が生じた際、法人住民税及び法人事業税交付金に係る減収補填債が発行できないため、一般の市町村と同様、法的根拠を明確にしたうえで、発行可能となるよう制度改正すること。

2 行政のデジタル化の推進

デジタル・トランスフォーメーション（D X）の推進による住民の利便性向上や効率的な行政運営のため、行政のデジタル化について次の方策を講じること。

（１）情報システム標準化に向けた各種支援

システム標準化については、多くの自治体が期限までの対応が間に合わず、国が２０３０年度末まで移行期限を延長し、重点的な技術・財政支援を行う「特定移行支援システム」を抱える状態となっており、システム標準化に向けた課題は未だに山積している。

そこで、システム標準化に向けた支援策として、以下の方策を講じること。

- ① システム標準化に係る改修時に増員が不可避である自治体職員の人件費、ハードウェア整備・機器更改等の経費について、財源を地方交付税によらず、国の責任において、不交付団体に対しても措置を行い、全額国庫負担とすること。
- ② デジタル基盤改革支援補助金について、上限額を適時・適切に見直すとともに、対象経費の範囲を拡充し、国の責任において必要額を確実に措置すること。
- ③ 特定移行支援システムについて、計画的かつ円滑にシステム標準化が図られるよう、各自治体及び開発事業者の状況に応じた十分な移行期間を確保するとともに、移行が完了するまでの期間にかかる経費全額を国庫負担とすること。

また、事業者のリソースひっ迫への対応を図る等、具体的な方針を示すこと。

- ④ システム標準化後の運用経費の増額分及びガバメントクラウドの利用料・回線使用料について、地方交付税不交付団体も含めた、全ての自治体において財政負担の軽減が図られるよう、地方交付税措置ではなく全額国庫負担とすること。

加えて、運用経費の低減が図られるよう具体的な方策を明示するとともに、財政措置を始め、必要な支援を継続して行うこと。

- ⑤ 自治体情報を連携・活用できる環境構築のため、「公共サービスメッシュ」「PMH」「介護情報基盤」等への接続に伴うシステム改修が見込まれる場合には、自治体の負担が生じないよう、全額国庫負担とすること。

また、情報連携・活用に際しては、個人情報の取り扱いについて、区民等の理解が得られるよう、適正利用に関する指針等を示すこと。

- ⑥ 行政サービスの向上に寄与するオンライン手続きの整備やデータ利活用の促進のための環境の整備について、十分な財政措置を行うこと。

また、オンライン化の基盤となるマイナンバー制度については、国において様々な利活用や情報連携事務の追加等が予定されているが、関連するシステムの基盤整備を迅速かつ着実にを行い、整備に係る費用についても十分な支援と補助を行うこと。

(2) マイナンバーカード及び電子証明書の更新等諸手続の簡素化

マイナンバーカードに搭載されている電子証明書の有効期間満了に伴う更新時期を迎え、基礎自治体の窓口の混雑や利用者の混乱が生じていることから、マイナポータルやコンビニ等で電子証明書の更新手続きができるような技術的な処理を検討し、窓口に来庁することなく、利用者が簡便な方法で処理ができるよう対応すること。

(3) 地方公会計統一基準を受けた決算情報公開に向けた財政措置

「統一的な基準による地方公会計マニュアル」の改訂に対応するため、システム改修に係る自治体の財政負担が増大していることから、財政負担の軽減が図られるよう、適切な財政措置を講じること。

3 子育て支援策の充実

都市部においては、保護者の働き方の多様化や共働き世帯の増加により、長時間保育や病児・病後児保育、学童保育等、多様な保育サービスの需要が増大しており、保育サービスの十分な供給が依然として困難な状況にある。

こうしたなか、地価や賃料の高い特別区では、保育所等の施設整備に係る財政負担が大きく、民間事業者にとって参入が困難な状況である。

地域の実情に合った子育て支援策をより一層充実させるため、次の方策を講じること。

(1) 人材の確保・定着及び育成等に関する継続的な施策の実施

① 子ども・子育て支援法に基づく「子どものための教育・保育給付交付金」による処遇改善等加算や配置改善加算等を継続すること。

② 保育所における保育の質の向上や安全性の確保、保育所機能や専門性を地域の子育て支援の活用に資する人材の安定的確保・定着のために、「保育対策総合支援事業費補助金」を活用した「保育士宿舍借り上げ支援事業」を継続し、施設の所在地に住む場合は補助を加算するなど、制度の充実を図るとともに、幼稚園職員も補助対象に加えること。

また、新規資格取得者の確保や就業継続支援、離職者の再就職支援等のため、「保育人材等就職・交流支援事業」の補助額を増額すること。

③ 保育施設に在籍する発達支援児の増加等保育ニーズが多様化している状況を踏まえ、子どもの安全・安心を第一とする施

設運営を実施するため、保育士について、発達支援児の特性に応じた配置基準とすること。

(2) 「こども誰でも通園制度」実施に伴う財政支援等

「こども誰でも通園制度」について、人材確保が課題であることから、認可保育園等で対象となる各種補助制度を本事業の職員にも適用させること。また、各区において予算編成を適切に実施できるよう、本事業に係る情報提供を早期に行うこと。

(3) 預かり保育の無償化制度の見直し

幼稚園及び認定こども園の預かり保育事業について、保護者の経済的負担を軽減させるため、無償化の対象となる預かり保育利用料の上限を拡充もしくは撤廃すること。

(4) 学童クラブ等運営支援の拡充

学童クラブの需要増を踏まえ、学童クラブ事業への参入促進及び継続的な運営支援のため、施設整備費及び運営費の助成を大幅に拡充するとともに、宿舍借上費について新設すること。

また、放課後子供教室についても、必要とされる単価の増額や処遇改善を行うこと。

(5) 子ども施策に係る補助経費の拡充

自治体間の財政力の差の是正は地方交付税等により行っていることから、子ども施策に係る補助事業の補助率について、特別区を含む一部自治体のみを減額することのないよう、見直すこと。

4 児童相談所の体制強化

平成28年6月に公布された、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行により、特別区も、政令による指定を受けて児童相談所の設置が可能となり、令和8年4月時点で10区が児童相談所を開設したところである。

児童相談所では、多種多様な相談対応や、措置等の権限行使を含む相談援助活動の実施など、児童虐待に係る対応は高度に専門的対応が求められるため、職員の確保・育成・定着は重要な課題である。

このため、職員の心理的安全性の確保に資する精神的ケア等の支援者支援に係る経費や、地域の実情に応じた法定の人員配置基準を超える児童福祉司及び児童心理司の配置に係る経費を国庫補助の対象にするなど、職員体制を確保するためのより一層の支援を行うこと。

5 ホームレス自立支援策の充実

都市部でのホームレス対策は地方公共団体の取組だけでは抜本的な解決は困難であり、かつ生活保護制度等の他の施策への影響が極めて大きいことから、国はその対策を積極的に講じるべきである。

そこで、国はホームレスの自立の支援等に関する特別措置法及び生活困窮者自立支援法の趣旨に基づく施策の実現を目指し、明確な責任の下に総合的な対策を進めるため、次の方策を講じること。

(1) ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の延長

ホームレスに関する問題の解決に資することを目的とするホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の趣旨・理念に基づき、ホームレス対策を更に推進するため、法の期限を延長すること。

(2) ホームレス対策事業への財政措置

生活困窮者自立支援法の中で「自立相談支援事業」及び「一時生活支援事業」として位置付けられている、都と特別区が共同で行うホームレス対策事業に係る費用（事務費及び人件費）については、広域的な施設整備等を含め、国の責任において全額国庫負担とすること。

6 生活保護制度の充実・改善

生活保護制度は、本来ナショナルミニマムとして国が責任を持って実施すべきであることから、今後も中長期的な視点に立った制度の見直しを行うこと。とりわけ、次の方策を講じること。

(1) 生活保護制度の見直し

高齢者世帯に対して、金銭給付に特化するなど、現行の生活保護制度と切り離した新たな生活保障の仕組みを創設すること。

(2) 国の責務と負担の明確化

生活保護制度は全国一律の社会保障制度であり、国が責任を持って実施すべきであることから、生活保護費及び人件費を全額国庫負担とすること。

(3) 生活実態に即した生活保護基準の設定

生活保護基準の設定に際し、大都市の実態に即した住宅扶助の見直しや夏季加算の創設等、適切な基準を設定すること。

7 障害者施策の充実

障害者施策の充実のため、地域の実情に応じた財政措置等が行われるよう、次の方策を講じること。

(1) 障害福祉サービス事業（自立支援給付や地域生活支援事業等）の充実と地域の実情に即した財政支援の拡充

障害者総合支援法に基づく「地域生活支援事業」等の障害者支援に対する国の財源を確保し、特別区の超過負担が生じないよう、特別区の事業執行額に見合った負担や補助等を行うこと。

また、障害福祉サービスの利用者負担額に係る所得区分「一般2」の負担上限月額について、「一般1」との均衡を鑑み、見直しを行うこと。

(2) 福祉基盤整備に対する財政支援の拡充

重度障害者向けグループホーム等の用地取得費について、都市部の実情を十分踏まえ、補助対象とすること。

また、施設整備（新規及び拡張整備）については「社会福祉施設整備費補助金」等の財源確保及び基準額の拡大を行うこと。

加えて、国有地を活用した施設整備を行う際は、介護施設と同様に賃料を10年間5割減額される措置を講じること。

(3) 福祉人材の確保、育成及び処遇改善のための財源の確保

障害福祉サービスの利用に係る相談支援事業の推進を図るため、相談支援専門員が専従職員としてサービス等利用計画の作成業務に従事できるよう、報酬額を増額するなど、福祉人材の確保、育成及び処遇改善に向けた財源を確保すること。

(4) トワイライト事業等の制度見直し及び支援の拡充

- ① 放課後等デイサービスについて、重度の知的障害児等への対応のため、人員基準以上に職員を配置した際に、実際の支援内容が適正に報酬として評価されていないことから、人員基準以上の職員配置による支援内容を適正に評価する報酬体系の見直しを行うこと。

また、障害児の状況に合わせた指標を設け、指標に該当する障害児の利用者に占める割合に基づく報酬区分を設定すること。

- ② 特別支援学校卒業後の障害者が利用できる放課後等デイサービスと同様の福祉サービスがないことから、既存の障害福祉サービス事業所等が、夕方から夜にかけて障害者への夕食・入浴の提供や社会に適応するための日常的な訓練等を行うトワイライト事業を実施することができるよう、制度を構築すること。

8 介護保険制度・高齢者福祉制度の充実

急速な高齢化の進行に伴い、要介護認定者数は毎年増加し、介護サービスの提供は増加の一途をたどっている。

また、介護保険制度の円滑な運営の要となる人材確保と定着について、現在の支援策では抜本的な解決とはなり得ていない。

このため、次の方策を講じること。

(1) 人材の確保・定着及び育成等に関する継続的な施策の実施

地域特性に応じた質の高い、安定したサービスを提供できるよう、必要な人材の確保に向けた取組を拡充するとともに、実態に即した評価やキャリア形成に応じた報酬を担保するなど、人材の確保・定着及び育成のための継続的な施策を実施すること。

特に、介護報酬については、他分野と介護・福祉分野の平均賃金格差を踏まえ、抜本的な見直しを図ること。

(2) 施設整備への財政支援の拡充

① 特別養護老人ホームの施設整備補助について、現在補助対象となっていない用地取得費を補助対象とするとともに、地価及び物価水準の高さを考慮し、特別区等、都心部における補助額を増額すること。

さらに、待機者のニーズに応じた従来型多床室の整備も認めること。

② 国有地活用策としての特別養護老人ホーム施設整備について、定期借地権による貸付減額措置を継続すること。

③ 「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金」について、整備を必要とする施設の整備が確実に進むよう、「加速化対策」

を継続するとともに、十分な予算を確保すること。

(3) 介護施設等に対する物価高騰対策支援

介護保険施設の基準費用額（食費）について、事業者負担を軽減するため、物価高騰分や都市部の実情を考慮した額に引上げることを。

9 医療保険制度の充実

国民健康保険制度は、高齢者の加入が多いことなどから、一人当たりの医療費が高い一方、社会保険の適用拡大の影響により、収入のある被保険者層が減少し、被保険者全体の所得水準が低い状況に拍車がかかっている。低所得者が多いために保険料の負担能力が低い構造の中で、更なる高齢化の進展に伴う医療費の増等により、年々、一人当たり保険料が上昇し、保険者及び被保険者の負担が増していくという課題を抱えており、その運営は大変厳しい状況である。

さらに、特別区においては、転出入率が高いことなどにより、保険料徴収に関して非常に厳しい環境下に置かれるなど、保険者の努力だけでは解決し得ない大都市特有の事情による様々な課題も抱えている。

このため、国民健康保険制度が安定的かつ持続的に運営できるよう、次の方策を講じること。

(1) 保険者への更なる財政支援と被保険者の保険料負担軽減策の拡充

定率国庫負担割合の増加や、調整交付金の財政調整分の別枠化、介護納付金に係る支援措置の実施等、国庫負担を充実させ、国保財政基盤を強化拡充すること。

また、低所得者層に対する、より一層の保険料負担軽減を図り、住民サービスが低下することなく、国民皆保険が安定的かつ持続的に運営できるよう、国の責任において更なる財政支援を講じること。

（２）子育て世帯への支援

令和９年４月から子どもに係る均等割保険料の軽減措置が高校生年代まで拡大される予定であるが、依然として大きい子育て世帯の経済的負担を軽減するため、公費による軽減割合の拡大を早急に検討し、軽減措置の強化を図ること。

（３）国民健康保険制度の抜本的な見直し

国民皆保険制度を持続可能なものにしていくために、財政支援だけでなく、構造的課題の解決に向けて、医療保険制度の一本化等、国の責任において抜本的な制度の見直しを行うこと。

10 予防接種の充実

予防接種は、国民の生命と健康を守る重要な事業であり、特に次世代を担う子どもたちを感染症から守り、健やかな育ちを支えるには、予防接種を継続的・安定的に実施することが必要である。

このため、自治体の財政基盤や個人の経済状況による格差が生じることのないよう、予防接種法で定める定期予防接種に係る必要な経費を、地方交付税措置ではなく、全額国庫負担とすること。

1 1 受動喫煙対策の強化

改正健康増進法や東京都受動喫煙防止条例の全面施行による屋内喫煙の規制強化に伴い、屋外における喫煙対応の必要性が増加しており、屋外での喫煙に対する区民からの苦情や通報が絶えないことから、効果的な受動喫煙対策を行うことが重要である。

このため、受動喫煙対策を講じた公衆喫煙所の整備や維持管理に対する補助制度を創設するとともに、国有地の提供等を行うこと。

12 DV対策の推進

住民票の発行制限措置等、各自治体が個別管理している現行制度下においては、相手方への完全秘匿が困難である。また、支援措置期間が1年と短く、自己責任において更新が必要であることなど課題があることから、DV等支援措置対象者が生命の危険にさらされず、安心して生活ができるよう、国による一元管理、支援措置の全国統一基準を早期に策定すること。

1 3 火葬場に係る課題への対策

火葬場はその経営主体に関わらず、公共的な役割を担っており、安定的かつ継続的な運営が求められる。

火葬場の公共性を確保するためには、料金等への対応に限らず、その前提となる重要な経営方針の変更や実質的な経営主体の変更に際して、監督官庁が事前に把握し、必要に応じて関与できる仕組みが不可欠である。

国は、監督官庁に対し、法令等に基づく指導等の権限行使を求めているが、法令に明確な規定は無く、指導等の実効性が担保できない現状である。

地域の火葬需要への対応又は住民生活に支障が生じることのないよう、民間火葬場の重要な経営方針の変更等に関する監督官庁の事前関与の在り方について、国の責任において必要な規定等を整備すること。

1 4 交通システムの整備促進

- (1) 交通政策審議会答申に位置付けられた路線（東京 8 号線・1 1 号線・1 2 号線・都心部 臨海地域地下鉄・新空港線・区部周辺部環状公共交通）の早期実現

特別区における交通システムの整備は、沿線地域のみならず東京圏全体の公共交通環境の向上に寄与し、人口増加やまちづくりの進捗に伴う交通需要の増加へ対応していく上でも、極めて重要な課題である。

このため、交通政策審議会が平成 2 8 年度に答申した、「東京圏の都市鉄道が目指すべき姿」を実現するうえで意義のあるプロジェクトと位置付けられた以下の路線について、新たな補助の創出等、早期の実現に向けた方策を講じること。

加えて、鉄道が社会的な便益を安定的・継続的にもたらすことを踏まえ、収益採算性の判断基準の長期化など鉄道事業者への支援や、鉄道整備及び沿線まちづくりに対する財政支援を拡充すること。

- ① 東京 8 号線（有楽町線）の延伸（豊洲～住吉）
- ② 東京 8 号線の延伸（押上～野田市）
- ③ 東京 1 1 号線の延伸（押上～四ツ木～松戸）
- ④ 東京 1 2 号線（大江戸線）の延伸（光が丘～大泉学園町～東所沢）
- ⑤ 新空港線の新設（矢口渡～蒲田～京急蒲田～大鳥居）
- ⑥ 都心部・臨海地域地下鉄構想の新設（臨海部～銀座～東京）
- ⑦ 区部周辺部環状公共交通の新設（葛西臨海公園～赤羽～田園調布）

(2) 地域公共交通の確保・充実

鉄道路線の乗り入れが少なく交通手段が限られる地域では、コミュニティバスや路線バスの運行が安全で円滑な旅客輸送の要となっている。

昨今、バス運転手不足等の問題が生じる背景を踏まえ、地域交通を担うコミュニティバス等については、運転士不足等の課題に対応できるよう、安定的な運行に向けた継続的な支援を講じること。

(3) ご当地ナンバーの導入に伴う地方版図柄入りナンバープレートの台数要件の緩和

特別区において、ご当地ナンバーの導入を伴う地方版図柄入りナンバープレートの導入は、地域の風景や観光資源を図柄とすることにより、各区の魅力を全国に発信し、地域振興、観光振興につながる非常に重要な施策である。

令和8年7月現在、23区中6区がご当地ナンバーの導入を伴う地方版図柄入りナンバープレートを導入している。

なお、現在、区市町村における地方版図柄入りプレートの導入台数要件は登録自動車数が7万台以上となっており、台数要件に満たないがゆえに導入検討ができない区も存在している。

そのため、希望する全ての区がご当地ナンバーの導入を伴う地方版図柄入りナンバープレートを導入できるよう、台数要件を緩和すること。

地方版図柄入りナンバープレート導入区

江東区、世田谷区、杉並区、板橋区、葛飾区、江戸川区

15 都市計画道路等の整備促進

特別区では、主要な幹線道路網の未整備区間が散在しており、首都東京の都市計画道路ネットワークが十分機能していない状況にある。これらは、事故の危険性や道路交通円滑化の大きな妨げとなっている。

このため、首都東京の地域特性を考慮し、緊急輸送路としての機能を確保するためにも、都市の基幹的施設である都市計画道路等の整備が計画的かつ確実に促進されるよう、次の方策を講じること。

(1) 都市計画道路等の整備促進

都市計画道路の整備を促進するため、安定的かつ十分な財源を確保し、特別区の防災機能向上等、都市再生の観点からも早期に整備するために必要な財政措置を講じること。

また、慢性的な交通渋滞が発生している一般国道についても、立体整備を行うなどの対策を行い、将来を見据えた交通安全・渋滞緩和を行うこと。

(2) 連続立体交差事業の整備促進

都内に残存する踏切は、道路交通円滑化や、鉄道で分断された地域の再生等の妨げとなるため、その解消に効果的である連続立体交差事業の整備促進に向け必要な財政措置を講じること。

(3) 東京外かく環状道路の整備促進

東京外かく環状道路（関越～東名）は、首都圏の渋滞緩和、環境改善や円滑な交通ネットワークを実現する上で重要な道路である。

については、本道路完成時期を明確にした上で、必要な予算を確保し、大泉 J C Tや青梅街道 I Cを含めた地上部の検討等を進め、早期完成を目指すこと。

なお、陥没事故の再発防止対策を講じ十分に安全を確保した上で慎重に掘進を行うこと。

16 都市インフラの改善

都市機能を向上させ、社会・経済活動を支える活力あるまちづくりを推進するためには、都市インフラの改善を図る必要がある。

このため、次の方策を講じること。

(1) 羽田空港の機能強化に係る対応

羽田空港の新飛行経路の運用に関し、新飛行経路下の住民からは、騒音、落下物や機影による圧迫感などについて、様々な苦情、懸念などの意見が今も区に寄せられている。

これらの状況を鑑みて、騒音対策や落下物対策等の安全管理体制を強化するとともに、自治体や住民に対する情報提供体制を充実し、適切な情報提供を徹底すること。

また、新飛行経路の固定化回避を早急に実現すること。

さらに、新飛行経路下の住民が防音対策を講じる際の支援を行うこと。

(2) 社会資本整備総合交付金の拡充

市街地再開発事業等において、十分な財源を確保できず、財政負担の増加や事業中断のリスクが生じていることから、以下の方策を講じること。

- ① 市街地再開発事業等の交付対象要件の緩和を含めた、社会資本整備事業の安定的な制度設計を行ったうえで、要望額に応じた安定的な交付及び工事費高騰に対応した補助を行うなど、十分な財源措置を図ること。

- ② 水害の激甚化・頻発化が生じている状況を踏まえ、水害対策に向けて市街地再開発事業を積極的に進める地区が含まれるよう、交付要綱の見直しを行うこと。

(3) 市街地再開発事業に対する補助金の増額及び税制改正

市街地再開発事業が遅滞なく実施できるよう、施行者に対する直接補助金を安定的に交付するとともに、増額を図ること。

また、転出者に対しての特別控除額5,000万円の引上げ及び、代替資産取得の特例の併用を認めること。

加えて、権利床の相続税に係る資産評価についての特例を認めること。

(4) 電線類の地中化の促進

無電柱化において、埋設管が錯綜している都心部では、玉突き移設や埋設位置のずれなどにより、前年度の要望額に基づいて交付決定された補助金額と実際の工事金額に差額が生じているが、現在の移設補償では清算交付の仕組みがないため、区の実質的負担が発生している。

そこで、施工後の清算額に基づいた補助金の交付が行えるよう、現在の補助スキームを見直すこと。

(5) 公共インフラの老朽化対策推進

インフラ施設の多くが更新期を迎えており、これらの対策に必要な費用が増大であることから、計画的かつ安定的な社会インフラのメンテナンスに関し、技術面・制度面・財政面の視点からの総合的な支援の拡充を行うこと。

また、道路法の指定が馴染まない、区が管理する跨線人道橋は、国庫補助の対象外となっており、老朽化に伴う多大な経費が全額区の負担となっていることから、道路メンテナンス補助事業を活用した点検や改修ができるよう、国庫補助の対象を拡大すること。

(6) 投機目的のマンションの転売対策

昨今、国内外からの投機を目的としたマンション取引が行われており、その結果、過度な住宅価格の上昇や、真に居住を希望する方が入居できないなどの問題が生じている。

加えて、居住実態のない住戸が増えることによる地域コミュニティの希薄化やマンションの管理運営への悪影響等が懸念されていることから、以下の方策を講じること。

- ① 短期で転売した場合の譲渡所得税の引上げ等、投機目的での転売を抑制する有効な施策を講じること。
- ② 空き家や空きビルなどの既存ストックを活用したりノベーションや事務所から住宅へのコンバージョンなど、東京都心部におけるアフォーダブル住宅の整備・供給に関する制度面・財政面の支援のために「既存住宅流通活性化緊急促進事業」を拡充すること。

(7) 公有地の拡大の推進

対象規模の縮小等による届出要件の拡大、譲渡所得の特別控除額における全国一律の控除額ではない公示価格等による傾斜の設定等、必要な公有地の確保に寄与する法改正を行うこと。

17 都市緑地の保全の推進

都市において貴重な緑地である、生産緑地や屋敷林等の保全は重要であるが、維持管理費用の所有者負担が大きく、相続に係る費用も多額である。

また、所有者が売買の意向を示した場合には区側の財政負担が課題となり、公有地化のための十分な補助金制度の確立が求められることから、次の方策を講じること。

- ① 都市緑地法や条例により樹林地を保全している所有者が、樹木剪定など行う際の維持管理経費を、所有者に対する固定資産税や都市計画税などの税控除の対象とすること。また、樹林地や農地に相続が発生した場合に、相続税の負担軽減を図ること。
- ② 樹林地や生産緑地等の買取申し出に対して、区による土地取得のための財政支援を強化すること。

18 災害対策の充実

切迫性が指摘される首都直下地震及び南海トラフ地震、近年の異常気象による水害等への対策の一層の充実を図るため、次の方策を講じること。

(1) 帰宅困難者対策等の推進

帰宅困難者対策について、首都直下地震発生時だけではなく、台風などの風水害を含めた全ての自然災害に対し、各自治体、民間等が広域的な連携を図られるよう、国が主導すること。

また、帰宅困難者用一時滞在施設における備蓄品整備に関し、自治体及び自治体関連施設向け補助制度の創設や、備蓄倉庫のための国有地の利活用を進めるとともに、民間一時滞在施設確保の課題となっている瑕疵担保責任への対応として補償制度を創設すること。

さらに、都市安全確保促進事業においては、補助対象地域となる駅の乗降者数の基準を緩和すること。

(2) 大規模水害等への対策の強化

豪雨・洪水・高潮・津波から都市機能の保全を図るため、河川管理者が主体的に取り組み、住民負担の軽減や地域の合意形成の円滑化につながる方策を拡大するなど、高規格堤防整備事業に基づく治水対策をより一層推進すること。

また、一部高さの低い堤防のかさ上げ及びその整備に必要な橋梁架替事業について、河川管理者と鉄道事業者の協力の下、早急に対応すること。

さらに、地域住民等の安全な避難体制が構築できるよう、国が主体となって、関係機関との連携・調整を行うなど、自治体の枠を超えた広域避難を迅速かつ統一的に行うための体制を早期に整備すること。

とりわけ、広域避難先の確保、広域避難開始の判断、鉄道事業者等の協力確保に関する支援や、河川管理者等による堤防や水門等の耐震・耐水対策事業の早期完了及び排水機能の拡充等を行うこと。

（３）災害廃棄物処理に係る仮置場の確保

地震等、大規模災害発生時に迅速に災害廃棄物の処理が進められるよう、国が広域処理を主導すること。

また、広域的な処理・運営を想定している二次仮置場の確保は困難を伴うため、国で所有又は管理する緑地等を災害廃棄物や火山灰等の仮置場や処分場として利用できる制度等を構築すること。

（４）擁壁改修対策への財政支援等

擁壁やがけの安全性を高め、大規模な土砂災害や日常生活における倒壊による被害を防止するため、既存不適格の擁壁における築造替えを要する時期等の基準や２m以下の擁壁の構造規定を設けるなどの法規制を行うこと。また、擁壁改修に伴う補助事業の創設、社会資本整備総合交付金の増額など、擁壁等の対策に係る支援策を拡充すること。

19 廃棄物処理対策の強化

資源循環型社会の構築に向け、廃棄物・リサイクル対策について、次の対策を講じること。

(1) 拡大生産者責任の原則に基づく事業者責任の明確化

自治体にとって製品プラスチック等の分別収集・選別保管等に係る費用が過大な負担となっていることから、拡大生産者責任の原則に基づき、事業者が応分の中間処理経費を負担する制度の構築等、事業者の費用負担を明確化すること。

(2) プラスチック資源循環に係る自治体への支援

容器包装プラスチックと製品プラスチックの一括回収等に伴い発生する更なる自治体の負担について、リサイクルルートの基盤整備、民間処理事業者・処理施設等の環境整備を行うとともに、国費による必要かつ十分な財政措置を講じること。

(3) 小型二次電池の処理体制構築と自治体への支援

リチウムイオン電池をはじめとする小型二次電池について、製造・販売業者に対し、安全かつ容易に取り外せるような製品設計や、引き取りの義務付け強化等による適正処理・リサイクルの環境確保を図るとともに、小型二次電池の分別収集・リサイクル費用について自治体の負担が生じないよう必要な措置を講じること。

20 民泊に係る問題への対策

住民生活との調和と宿泊需要への対応の両立に向け、地域の実情に応じた規制手法を拡充し、実効性のある対策を講じることが不可欠であることから、国の責任において早急に住宅宿泊事業制度を見直し、以下の方策を講じること。

- ① 住宅宿泊事業法第18条に基づく条例による住宅宿泊事業の実施制限については、区域と期間以外の事項についても、自治体が地域の実情に応じて柔軟に定めることができる規定を明文化すること。
- ② 住宅宿泊事業の届出制度について、更新制を伴う許可制度に改めること。また、住宅宿泊事業者は、国内に住所を有する者に限定すること。
- ③ 住宅宿泊管理業者の登録要件を再度厳格化し、適正な管理を行うよう指導監督を徹底するとともに、管理業務の再委託を禁止すること。
- ④ 住宅宿泊仲介業者への指導監督を徹底するとともに、違法物件を掲載した住宅宿泊仲介業者に対しては法に基づく行政処分を厳格に適用すること。
- ⑤ 旅館業法第7条の2第3項の規定による業務停止命令を受けた者を、同法第3条第2項及び住宅宿泊事業法第4条の欠格事由に追加すること。また、住宅宿泊事業法第16条第2項の規定による廃止命令を受けた者を、旅館業法第3条第2項の欠格事由に追加すること。
- ⑥ 適正かつ地域に貢献する事業者を支援する制度について検討すること。

2 1 学校教育の推進

学校教育の充実を図るため、学校施設の整備等について、次の方策を講じること。

(1) 学校施設の改修等に対する財政措置及び規制緩和

学校施設の老朽化や機能更新への対応として、円滑に建替えや改修等を行うことができるよう、「学校施設環境改善交付金」及び「公立学校施設整備費負担金」の財源を十分確保するとともに、補助対象の要件拡充、物価高騰や地域の実情を踏まえた単価への見直し等の財政措置を行うこと。

また、新築・増改築・改修事業に至った案件については、本体工事とは別に設計及び調査費用等に対する補助事業を新設すること。

(2) 義務教育に係る教材費や給食費等への財政措置

① 義務教育に係る教材費や行事費等について、自治体間の格差を解消するため、教材等の無償化を国の財源に基づいて迅速に対応すること。

② 学校給食費について、地方交付税の交付・不交付にかかわらず、自治体への負担が生じないように、必要な財源措置等を行うこと。

なお、公立中学校についても、同様の措置を講じること。

(3) 修学支援制度の充実

学ぶ意欲のある子どもが、十分な教育の機会を得ることができるよう、国の高等教育の無償化の更なる充実を行い、給付型奨学金の受給可能な世帯収入及び奨学金の上限額の拡充と、児童養護施設退所者や生活保護世帯出身の児童等、保護者からの支援が受けられない子どもへの奨学金の上乗せを実施すること。

また、若者世代の奨学金返済の負担軽減を行うこと。

(4) 課題等を抱える児童・生徒への支援の拡充

- ① スクールソーシャルワーカーの配置に係る費用に対する国庫補助金の補助割合を拡充すること。
- ② 教育支援センター（適応指導教室）に関する国庫補助金制度の補助対象を拡大するとともに、補助率を拡充すること。

(5) 国有地での学校設置に係る諸条件の見直し

国有地を公立小中学校用地として借用する際は、自治体の負担軽減のため、無償貸付を行うこと。

また、老朽化が進む学校施設の更新や生徒児童数の増減への対応を円滑に進めるために、増改築に伴う増改築承諾料を廃止するとともに、増改築にあたってはリース契約による増改築校舎の建設を承認すること。

2 2 埋蔵文化財対策の推進

文化財の保護のため、埋蔵文化財の外部保存に要する費用について国による財政支援を行うこと。また、埋蔵文化財を受け入れるための保管・集約施設を国において整備すること。

＜要望事項別一覧＞

要 望 事 項		要望先省庁
1	地方分権改革の推進・地方税財源の充実強化	内 閣 府 総 務 省 財 務 省
2	行政のデジタル化の推進	内 閣 官 房 デジタル庁 総 務 省 法 務 省
3	子育て支援策の充実	こども家庭庁 文部科学省
4	児童相談所の体制強化	こども家庭庁
5	ホームレス自立支援策の充実	厚生労働省
6	生活保護制度の充実・改善	厚生労働省
7	障害者施策の充実	こども家庭庁 厚生労働省
8	介護保険制度・高齢者福祉制度の充実	厚生労働省
9	医療保険制度の充実	厚生労働省
10	予防接種の充実	厚生労働省
11	受動喫煙対策の強化	厚生労働省
12	D V 対策の推進	総 務 省 法 務 省
13	火葬場に係る課題への対策	厚生労働省
14	交通システムの整備促進	国土交通省
15	都市計画道路等の整備促進	国土交通省
16	都市インフラの改善	国土交通省
17	都市緑地の保全の推進	財 務 省 国土交通省

要 望 事 項		要望先省庁
18	災害対策の充実	内 閣 府 国土交通省 環 境 省
19	廃棄物処理対策の強化	経済産業省 環 境 省
20	民泊に係る問題への対策	厚生労働省 国土交通省
21	学校教育の推進	文部科学省 国土交通省
22	埋蔵文化財対策の推進	文 化 庁

＜要望先省庁別一覧＞

要望先省庁	要 望 事 項
内 閣 官 房	行政のデジタル化の推進
内 閣 府	地方分権改革の推進・地方税財源の充実強化 災害対策の充実
こども家庭庁	子育て支援策の充実 児童相談所の体制強化 障害者施策の充実
デジタル庁	行政のデジタル化の推進
総 務 省	地方分権改革の推進・地方税財源の充実強化 行政のデジタル化の推進 DV対策の推進
法 務 省	行政のデジタル化の推進 DV対策の推進
財 務 省	地方分権改革の推進・地方税財源の充実強化 都市緑地の保全の推進
文部科学省	子育て支援策の充実 学校教育の推進
文 化 庁	埋蔵文化財対策の推進
厚生労働省	ホームレス自立支援策の充実 生活保護制度の充実・改善 障害者施策の充実 介護保険制度・高齢者福祉制度の充実 医療保険制度の充実 予防接種の充実 受動喫煙対策の強化 火葬場に係る課題への対策 民泊に係る問題への対策
経済産業省	廃棄物処理対策の強化

要望先省庁	要 望 事 項
国土交通省	交通システムの整備促進 都市計画道路等の整備促進 都市インフラの改善 都市緑地の保全の推進 災害対策の充実 民泊に係る問題への対策 学校教育の推進
環 境 省	災害対策の充実 廃棄物処理対策の強化